



募集

第14回松前町ソフトボール大会

▼日時 9月29日(日)9時～

▼場所 松前公園多目的広場

▼参加資格 町内に在住か在勤している人(9人以上15人以内)

※学生・生徒不可

※県種目協会に登録している人(A級リーグ登録者)は除く。

▼代表者会 9月18日(水)19時～

文化センター2階 第2研修室

▼申し込み方法 松前公園体育館・東・西・北公民館、文化センターにある申込書に必要事項を記入し、窓口提出してください。

▼締め切り 8月30日(金)17時

問 松前町スポーツ協会事務局
(役場4階社会教育課内)

☎985-4138

シニアによる障がい者サポーター養成講座 in 松前

働くことに不安を抱える障がい者を見守り、障がい者を採用することに不安を感じている企業をサポートする「障がい者サポーター」を養成します。

▼日時 8月21日(水)、22日(木)10時～16時

▼場所 文化センター3階視聴覚室

▼参加資格 55歳以上で、両日も参加できる人

▼申込締め切り 8月13日(火)

▼申込先・問い合わせ
愛媛県生涯現役促進地域連携事業推進協議会

☎913-6339

FAX915-1421

メール info@ehime-yougaiken.jp

お知らせ

優生手術などを受けた人への一時金支給相談窓口

県では、旧優生保護法に基づき優生手術などを受けた人への、一時金支給に関する申請や相談を受け付ける窓口を設置しています。詳細は

消費者力アップ通信

代引きで届く
身に覚えのない商品にご注意を

【相談事例】

インターネット通販会社から代引きで荷物が届いた。私が不在にしていたところ、代わりに家族が代金を払い荷物を受け取った。荷物の差し出し表を見ると注文者は自分の名前になっており、不審に思いながらも開封して内容を確認すると、全く注文した覚えのない商品だった。支払ってしまった代金を返金してほしい。

【アドバイス】

- 身に覚えのない商品が届いたら、受け取らないようにしましょう。
- 仮に受け取っても支払う必要はありません。
- 代引きで届いて支払ってしまった場合は、すぐに販売元・発送元に連絡しましょう。
- 普段から家族と対処方法を打ち合わせておきましょう。

安心して役場の相談窓口にご相談ください！

相談は秘密厳守。匿名でも相談できます。情報提供も受付中です。

▷消費者ホットライン ☎188 (9時～17時)

▷消費生活相談窓口(産業課内) ☎985-4120 FAX985-4148

毎週火曜日、第1金曜日は専門の相談員が対応します。

8月は「電気使用安全月間」 電気を正しく安全に使う

夏は水を使う機会が多い上に暑さで汗をかきやすくなるため、感電事故が多く発生しています。ぬれた手でプラグやスイッチを触ると感電する恐れがあります。

電気製品を扱うときは、忙しいときでも手をよく拭いてから取り扱う習慣をつけましょう。

電気の安全使用に関する相談はお気軽に左記までご連絡ください。

ぬれた手でプラグを触ると危険です!



問 四国電気保安協会

☎943-3751

左記までお問い合わせください。

▼受付時間 8時30分～12時、13時～17時(土日祝日、年末年始を除く)

※来所の場合は、予約が必要です。

▼予約先・問い合わせ

県庁健康増進課

松山市一番町4丁目4-2

☎912-2400

中予保健所

松山市北持田132

☎909-8757